

学術実績・診療以外の活動実績一覧

項目名	概要	取得単位
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)
皮膚科領域専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表 ※別添資料(3.代表的な雑誌のリスト)参照	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2 単位 全共著者：1 単位
共通講習、皮膚科領域講習における司会や座長	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	司会や座長：1 単位 ※聴講単位とは別に付与
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術雑誌の査読対象雑誌 【日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Science】	著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼状と査読結果の写しの提出か、または、Publons による証明を行うこと。	1 単位 ※同一論文の再査読は単位としては認めない。
日本皮膚科学会ガイドライン策定委員会の委員長（作成するガイドラインが個別のグループに分かれている場合、それぞれのグループ長を委員長とする）	証明書類として掲載誌の該当箇所のコピーを提出すること。	1 件につき 2 単位 ※当該ガイドライン発表時の委員長に付与
皮膚科領域専門医委員会が認定するアンケート・症例数調査などへの回答を行った場合	証明書類として施設責任者の証明が必要。	各施設の担当者 1 人：2 単位
皮膚科領域専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導自主臨床研究	研究計画書を提出すること。 なお、調査あるいは研究において対象症例がない場合、単位は付与しない。	責任者：2 単位
皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	60 分の講演：1 単位 120 分以上の講演：2 単位 (上限回数制限なし)
校医を 1 年以上務めた場合	委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限 2 単位)
皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員	委嘱状のコピーを提出すること。	1 年度につき 2 単位
日本皮膚科学会の地方会への参加単位	当該地方会に専門医共通講習または皮膚科領域講習として認められている講演があり、かつ、その受講単位を取得していること。	1 回につき 1 単位 (1 年間 2 単位 5 年間で 6 単位)